

公益社団法人日本パークゴルフ協会パークゴルフ用具の基準

(平成 23 年 2 月 24 日制定)

1 趣意

誰もが気軽に楽しむことのできる生涯スポーツとしてのパークゴルフの理念を守り、健全な普及推進を図るため、公益社団法人日本パークゴルフ協会においてパークゴルフ用具の基準を定める。

2 クラブ

- (1) 重量 詳細基準に定める測定方法により測定した重量が 600 グラム以下であること。
- (2) 長さ 詳細基準に定める測定方法により測定した長さが 860 ミリメートル以下であること。
- (3) 材質
 - ① ヘッド 木質であること。ただし、ヘッドの木部の割合は、詳細基準に定める測定方法により測定した木部体積割合が 82 パーセント以上であること。
 - ② ソール 金属・合成樹脂で強化することを認める。
 - ③ シャフト 木質又はグラスファイバー・カーボンファイバー・アルミニウム合金とする。
 - ④ グリップ 木質又はレザー、ゴムとする。
- (4) 詳細基準
 - ① クラブ重量 測定は電子天秤(最小表示 0.1gf)で行い、基準数値以内であること。
 - ② クラブ長さ グリップエンド先端からヘッドソール最先端までのシャフト軸線距離を金属直尺で測定し基準数値以内であること。
 - ③ ヘッド材質 ヘッドの木部体積割合の測定は、クラブ完成品のヘッド部分及び同クラブヘッドの木部以外のパーツの体積を測定し、同クラブヘッド部分の体積から同木部以外のパーツの体積を減じ、当該減じて得た木部体積数値の、同クラブ完成品のヘッド体積に対する割合をもって木部体積割合とする。この場合において当該木部に金属、又は樹脂等を浸透させ強化することは認めない。
 - ④ ロフト角 ロフト角をつけてはならない。(図 1)
 - ア 打球面とソール面とが作る角度(α)は 90 度以上でなければならない。
 - イ 打球面とシャフトの中心軸線とが作る角度(β)は 0 度以上でなければならない。
 - ⑤ ヘッド形状
 - ア ヘッド表面(打球面、ソール部分を除く。)は、装飾等によりヘッド木部全体を覆う(塗装を除く)構造となつてはならない。

- イ ヘッドの高さは、打球面の中心でソール面から打球面補強材の接着面の上端までの高さが53ミリメートル以上あること。
- ウ 打球面の補強材は、樹脂材であること。(金属は認めない。)
- エ 打球面の補強材の取り付けビスは、ビスの頭部の直径は8.0ミリメートル以下とし、その数は4個以内とする。
- オ 打球面の表面は平滑でなければならない。(打球面に溝や凸凹等の加工及びプリント的なものを含む装飾等を施したものは認めない。)
- カ 打球面補強材の厚さは8ミリメートル以下であること。
- キ ソールはシャフト軸線からヒール側の40ミリメートルの範囲において、奥行き方向にほぼ平滑で、打球面に当たったスコヤとソールとの接点(打球面から最も遠い)が40ミリメートル以上であること。
- ク ソールの補強をする場合は、その補強材(取り付けビスを含む。)が打球面の一部として一体となる、又は打球面補強材に接することにより、打球面を補強する構造となつてはならず、かつ、当該補強材の厚さは最厚部で5ミリメートル以下とし、ヘッド上面から見て補強部分が見えないこと。
- ケ バランサーは、ヘッド表面に施すもの、内蔵するものを問わず、打球面補強材と一体となる、又は接することにより打球面を補強する構造となつてはならない。
- コ ヘッドには、直径10ミリメートル以上のパークゴルフ用具としての所定の商標(IPGA及びクマゲラマーク)並びに当該クラブメーカー名又は当該クラブメーカー名を表すロゴマーク及び当該クラブの固有名称(クラブの名称と固有の型式番号を併記し固有名称とすることもできる)を表記しなければならない。この場合において、当該表記は、磨耗にできるだけ耐え得る構造でなければならない。

⑥ シャフト・グリップ

- ア 曲げたわみ量 シャフトはその縦軸の周りに任意で回転させた上でどのように曲げて見ても撓み量は同程度であること。3点曲げ(スパン長さ=600mm・30kg)におけるたわみ量は13ミリメートル以下であること。
- イ シャフトの外形 断面はほぼ真円で軸線は真っ直ぐでなければならない。
- ウ ヘッドの取り付け位置 シャフトの軸線とソールを直角で結ぶヘッドの長さ(トーからヒールまで)における割合で、ヒールからシャフト軸線までが40%の位置よりヒール側に寄つてはならない。(図2)
- エ シャフトの太さ ヘッドの取り付け位置より20ミリメートルグリップ側で、直径16ミリメートル以上でなければならない。
- オ クラブメーカー等の表記 シャフト及びグリップには、当該クラブメーカー名又は当該クラブメーカー名を表すロゴマークを表記しなければならない。

(5) 改造・補修

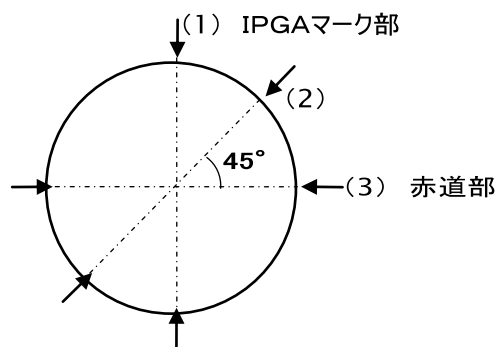
- ① クラブの改造は、いかなる部分でも認めない。ただし、メーカーが障害者用クラブとして改造する場合若しくはクラブの長さを短縮する場合又はクラブの重量の軽減をする場合は改造と見なさない。
- ② 本基準に適合していたクラブが通常のプレーの使用により摩耗していても本基準に適合しているものとみなす。
- ③ クラブの摩耗、損傷等により、シャフト又はグリップ交換若しくはヘッドの一部部品の補修を行う場合は、当該交換、補修する部品が、その交換、補修するクラブと同一のクラブメーカーの製品であり、かつ、当該パークゴルフ用具メーカー（メーカー販売代理店等を含む。）において交換、補修するものに限り「改造」とはみなさない。
- ④ 前号の当該シャフト、グリップ交換により本基準に適合しないこととなつてはならず、また、ヘッド部品の補修により当該クラブの認定時における構造、仕様形状等認定要件に変更が生じてはならない。

3 ボール

- (1) 大きさ 直径 60ミリメートル±0.5ミリメートル
- (2) 重量 80グラム以上～95グラム以下
- (3) 材質 合成樹脂
- (4) 音圧 80.0デシベル（dB）以上
- (5) 詳細基準

① 直径

- ・ 測定箇所3ヵ所(下図)をハイトゲージ（最小表示 0.01mm）で測定し、その測定値が60±0.5ミリメートル以内であること。

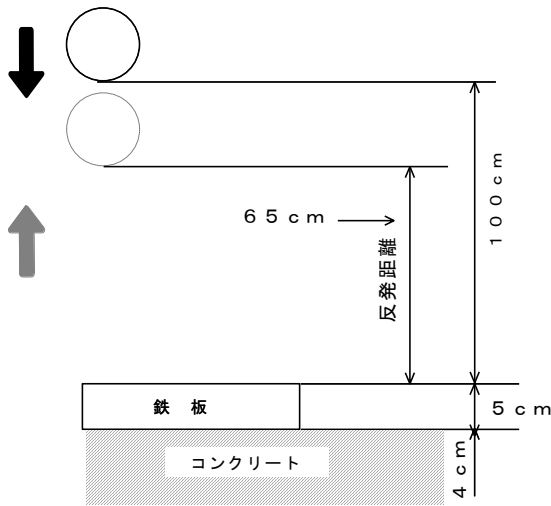


② 重量

- ・ 重量の測定は電子天秤（最小表示 0.01gf）で行い、基準数値以内であること。

③ 反発距離

- ・ 下図の試験装置により、高さ100センチメートル（ボール下面）の位置より鉄板（厚さ5cm、直径16cm）上に自重落下させ、反発距離（ボール下面の最大到達高さ）を測定する。反発距離は65センチメートル以下であること。



・高さ100 cmの位置より自重落下させる

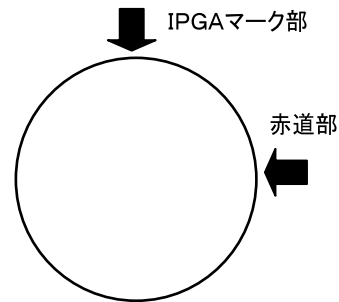
④ 表面硬度

- ・ 下図の方法で測定し、硬度は45から60であること。

硬度計：JISK 7215のD型

読取時間：一秒以内の最大値

測定箇所は右図のIPGAマーク部と赤道部のボール表面（球面）の2箇所とする。



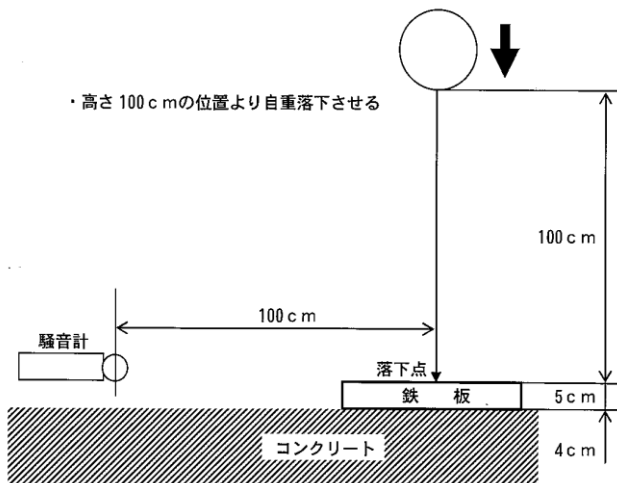
⑤ 音圧

- ・ 試験方法

* 反発距離測定試験と同一の方法で試験を行い、反発時の音圧を測定する。

* 騒音計：最小表示は0.1dB

* 騒音計の設置位置：ボールの落下地点と騒音計の距離1 m



⑥ 表面デザイン

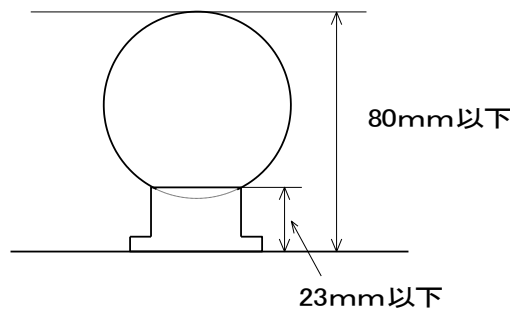
- ・ ボールには、パークゴルフ用具としての所定の商標（IPGA及びクマガラマーク）を、また、メーカー等を表すロゴマーク等をマーキングしなければならない。
- ・ 上記マーキングは、磨耗にできるだけ耐え得る構造であること。
- ・ 上記を除いたボールの表面は凹凸のない滑らかなものとし、上記以外のデザイン等を施す場合は、当該デザイン等がディンプル効果を得るためのものであってはならない。

4 ティ

(1) ティの素材 ゴムまたは軟質なものであること。

(2) 高さ（下図） ティの底辺からの高さが23ミリメートル以下であること。

ティにボールを置いた状態で、ティの底辺からのボールの高さは80ミリメートルを超えてはならない。付属品（キーホルダー等）を付けた場合であっても同様とする。



(3) ティには、直径10ミリメートル以上のパークゴルフ用具としての所定の商標（IPGA及びクマガラマーク）並びに当該用具メーカー名又は当該用具メーカー名を表すロゴマークを表記しなければならない。この場合において、当該表記は、磨耗にできるだけ耐え得る構造でなければならない。

5 この基準の改廃は、理事会の議決による。

附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

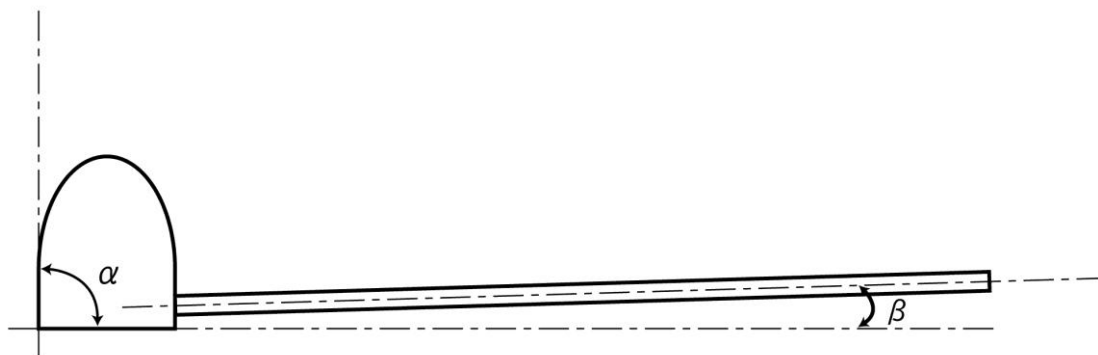
この基準は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成12年7月14日に制定した「国際協会用具認定規程に関する規程」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日、第4回理事会改正)

この基準は、平成24年3月1日から施行する。

(別図)

(図1)



(図2)

シャフトの取り付け位置

